

令和 5 年 5 月 24 日 開催

令和 5 年

第 5 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

## 令和5年第5回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年5月24日（水） 開会 14：00 閉会 15：00

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	大 槻 寅 男	4番	川 村 稔
1番	西 浦 克 彦	6番	佐 藤 勉
2番	立 藏 義 春	7番	近 江 政 夫
3番	八 戸 千 修	8番	山 田 美代子
		9番	菅 原 秀 樹

以上9名

4 事務局出席者

事務局長	松 浦 真 人	主 査	中 村 俊 大
局次長	吉 田 浩 樹	主任主事	笠 原 未 帆
農地課長	石 岡 正 直	主 事	佐々木 将 池

以上6名

5 付議事項

- 議案第1号 土地の現況証明書の交付について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転および利用権設定）の決定について
- 議案第4号 買受適格証明書の交付について
- 議案第5号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の決定について
- 議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定について
- 報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）
- 報告第2号 会長の専決処分の報告について（事務局職員の任免について）

14:00 開会

議長（大槻会長）

ただいまより、令和5年第5回農業委員会総会を開会いたします。  
まずははじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。  
委員ならびに事務局職員は、ご起立願います。  
函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

議長（大槻会長）

ご着席願います。  
続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案6件、報告2件、計8件となっております。  
よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。  
それでは、本日の日程に進みます。  
日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。  
議事録署名委員には、1番西浦委員、2番立藏委員の両名を指名いたします。  
よろしくお願いいたします。  
次に、日程第2、議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。  
それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の2ページをお開き願います。  
議案第1号「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。  
本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が1件あったことから、審議を求めるものでございます。  
3ページをお開き願います。  
番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は1千973平方メートル、都市計画区域は市街化調整区域でございます。  
所有者は記載のとおりで、願い出の目的は、地目変更のためでございます。  
記載の3名の農業委員にて5月17日に現地調査を行っております。  
なお、このページの下段が箇所図となってございます。  
以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番佐藤委員からご報告願います。

6番（佐藤委員）

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」、番号1に係る現地調査結果ですが、この案件について、近江委員、菅原委員と私を合わせた農業委員3人と事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請地は北側および東側を住宅地に、西側を鉄道線路に囲まれた細長い土地で、雑草が繁茂する雑種地状態でありました。

のことから、番号1について、農地・採草放牧地以外と証明することが相当と判断しました。

以上、議案第1号、番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、願い出のとおり証明することが相当かどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、願い出のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の4ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条第1項の規定により、1件の賃貸借による権利設定があったので、審議を求めるものでございます。

5ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は9千631平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、6ページが箇所図、7ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番佐藤委員からご報告願います。

6番（佐藤委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、番号1に係る現地調査結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、農地の賃借権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、借主の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号、番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

本件にかかわって、番号2から番号4は、山田委員が農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで、議事の流れですが、番号1については全員で審議し、番号2から番号4については、山田委員が退室し、審議を行いたいと考えております。

このような進め方でよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

それでは、そのように進めさせていただきます。

はじめに、番号1を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の8ページをお開き願います。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申し出のあった所有権移転1件および利用権設定3件の農用地利用集積計画の決定について、審議を求めるものでございます。

9ページをお開き願います。

先に、番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は2筆合計8千381平方メートル、権利の種類は所有権、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

利用目的は畑、所有権の移転時期、対価の支払期限および引渡しの時期は、令和5年6月2日、対価は記載のとおりで、申請理由は、譲渡人が相手方要望、譲受人が経営規模の拡大となっております。

なお、10ページが箇所図、11ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番佐藤委員からご報告願います。

6番（佐藤委員）

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、農地の所有権移転に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請地は、東側の一部に、山林原野が含まれているものの、畑を支える法面となっており、土地一体として畠地とみなすことが出来るため、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号、番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、番号1を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

ここで、山田委員はご退室願います。

(山田委員 退室)

議長（大槻会長）

それでは、番号2から番号4までを議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

続きまして、12ページをお開き願います。

番号2から番号4までをご説明いたします。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2筆合計2万446平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は畑、利用権の始期は令和5年6月1日、終期は令和10年5月31日、賃料は記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定となっております。

なお、このページの下段が箇所図、13ページが調査書となってございます。

続きまして、14ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は3筆合計3千881平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は畑、利用権の始期は令和5年6月1日、終期は令和10年5月31日、賃料は記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定となっております。

なお、このページの下段が箇所図、15ページが調査書となってございます。

続きまして、16ページをお開き願います。

番号4についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は7千484平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は畑、利用権の始期は令和5年6月1日、終期は令和10年5月31日、賃料は記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定となっております。

なお、このページの下段が箇所図、17ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番佐藤委員からご報告願います。

6番（佐藤委員）

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、番号2から番号4に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号2から番号4について、農地の利用権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、貸主および借主の経営状況や農地の効率的な利用について、事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号、番号2から番号4についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

( 「なし」の声あり )

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、番号2から番号4までを採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

山田委員は、入室願います。

( 山田委員 着席 )

議長（大槻会長）

次に、日程第5、議案第4号「買受適格証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の18ページをご覧願います。

議案第4号「買受適格証明書の交付について」を、ご説明申し上げます。

本件は、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、買受適格証明願書の提出が1件あったので、審議を求めるものでございます。

本件における買受適格証明につきましては、競売が行われる農地を耕作目的として取得するために入札に参加する際、農地法第3条第1項の許可を受けられる者であることの証明が必要となることから、その要件の適合性について審議するものでございます。

なお、落札した場合は、改めて、その農地の所有権移転に係る農地法第3条第1項の許可が必要となります。

19ページをお開き願います。

番号 1 についてでございますが、競売に係る土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は 1 万 7,650 平方メートル、入札参加者である願出人および競売の内容は、記載のとおりでございます。

なお、このページの下段が箇所図、20 ページが調査書となってございます。  
以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6 番佐藤委員からご報告願います。

6 番（佐藤委員）

議案第 4 号「買受適格証明書の交付について」、番号 1 に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号 1 について、競売に参加するための買受適格証明願書の交付に対する判断基準の要件について、願出書に基づき、願出人の経営状況や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員 3 人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第 4 号、番号 1 についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、買受適格者であるかどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第 4 号「買受適格証明書の交付について」を採択いたします。

お諮りいたします。

本件については、買受適格者と認め、原案のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第6、議案第5号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の21ページをご覧願います。

議案第5号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の決定について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、4月に開催された合同会議の協議を経て議案として提出し、その決定について審議を求めるものとなっております。

22ページをお開き願います。

令和5年4月1日現在の「1農業委員会の状況」につきましては、記載のとおりでございます。

議案書の23ページをお開き願います。

IIの「最適化活動の実施状況」について、ご説明申し上げます。

1の「最適化活動の成果目標」の（1）「農地の集積」についてですが、農地面積は、農林水産省の統計数値を記載しております。

また、これまでの集積面積「988ha」は、令和4年3月末の数値を記載しております。

令和4年度の「目標」につきましては、これまでの集積面積に農業委員会が定めております「最適化の推進に関する指針」において、単年度の集積面積を「10ha」の増としておりましたので、これまでの集積面積の「988ha」に「10ha」を加算した「998ha」を目標としておりました。

実績につきましては、目標の「988ha」に対して「989ha」となっております。新規の集積面積実績は「1ha」で、達成状況は「99.2%」となっております。

次に、（2）の「遊休農地の発生防止と解消」についてでございます。

現状の遊休農地面積は、令和3年度末の状況を記載しております。

遊休農地の解消目標および実績につきましては、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積「23ha」のうち、5分の1の「5ha」を目標に掲げておりましたが、24ページの③実績に記載のとおり、令和4年度においては、利用状況調

査により緑区分「1 3 ha」の遊休農地を解消しております。

点検結果につきましては、農業委員・推進委員の皆さまにより9月から10月まで利用状況調査を行い、総会において、緑区分と黄区分全体で「3 9 ha」の非農地化の判断・決定、遊休農地の解消が図られたことを記載してございます。

次に、(3)の「新規参入の促進」についてですが、現状および課題、目標は記載のとおりでございますが、25ページに記載しております新規参入者2経営体は、令和4年度の認定新規就農者となってございます。

2「最適化活動の活動目標」の(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」について、ご説明申し上げます。

国は、推進委員等が最適化活動を行う日数の目標として、最低6日から7日と示していることから、令和4年度の活動日数を6日としたところでございます。

また、原則、全ての農業委員および推進委員の最適化活動を評価するとしているため、全ての委員を活動対象者として設定しております。

また、1人あたり月平均6日の活動日数を目標としまして、資料に記載しており3項目の取り組みを設定したところでありますが、令和4年度は、6月に「離農予定者調査」、9月に「利用状況調査」を実施しております。

26ページをお開き願います。

次に、(3)の「新規参入相談会への参加」について、ご説明申し上げます。

目標として、渡島総合振興局主催の「おしま農業のお仕事フェア」に参加する計画でしたが、都合により参加することができませんでした。

次に、「目標の達成状況の標語」について、ご説明申し上げます。

令和4年度から成果目標の「農地の集積」、「緑区分の遊休農地の解消」、「新規参入の促進」の達成状況に応じた点数制による評価となっております。

それぞれの成果目標の点数につきましては、「農地の集積」は、目標「9 9 8 ha」に対し、実績が「9 8 9 ha」、達成率「99.2%」となりますので、3点が加算となります。

次に、「緑区分の遊休農地の解消」は、目標「5 ha」に対し、実績「1 3 ha」、達成率「260%」となりますので、5点が加算となります。

次に、「新規参入の促進」は、目標「8.5 ha」に対し、実績が「1.8 ha」、達成率「21.2%」となりますので、1点が加算となります。

結果としましては、令和4年度の当農業委員会の達成点数は合計9点となりますので、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」として、評価したところであります。

次に、「推進委員等の点検・評価結果」について、ご説明いたします。

点検・評価結果につきましても、さきほどご説明したとおり、点数制による評価となっております。

それぞれの成果目標の点数につきましては、「農地の集積」の達成率が「99.2%」となりますので、2点が加算となります。

次に、「緑区分の遊休農地の解消」の達成率が「260%」となりますので、4点の加算となります。

次に、「新規参入の促進」の達成率が「21.2%」となりますので、1点となります。

また、推進委員等の点検・評価につきましては、月平均の活動日数目標の達成状況による加点があり、活動日数が「目標を上回った場合は6点」、「目標どおりの場合は4点」、「目標を下回った場合は2点」が加算となります。

さらに、月あたりの最適化活動の年間平均日数の達成による加点もあり、活動日数が「13日以上の場合は12点」、「8日から12日の場合は8点」、「6日から7日の場合は4点」が加算となります。

評価結果につきましては、25点で「目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた」が3名、19点で「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が1名、9点から13点で「目標に対して期待をやや下回る結果となった」が13名と評価したところであります。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、この（案）について、各委員から何かご意見などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第5号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第7、議案第6号「令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定について」を、議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の28ページをお開き願います。

令和5年度最適化活動の目標の設定等につきまして、ご説明申し上げます。

令和4年2月25日付け農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、農業委員会は最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の設定等に取り組むこととされました。

これに基づきまして、令和4年度から「最適化活動の目標の設定等」の様式に基づきまして、作成しております。

議案書の29ページをお開き願います。

はじめに、令和5年4月1日現在の「農業委員会の状況」について、ご説明申し上げます。

1の「農業委員会の現在の体制」および2の「農家・農地等の概要」は、記載のとおりでございます。

本ページの「農業委員会の状況」につきましては、22ページの別紙様式5と同様の内容となってございます。

30ページをお開き願います。

1の「最適化活動の目標」の（1）「農地の集積」について、ご説明申し上げます。

議案5におきましても、ご説明いたしましたが、農地面積は、農林水産省の統計数値を記載しております。

また、これまでの集積面積「989ha」は、令和5年3月末の数値を記載しております。

令和5年度の「目標」につきましては、これまでの集積面積に農業委員会が定めております「最適化の推進に関する指針」において、単年度の集積面積を「10ha」の増としておりますので、「これまでの集積面積の989ha」に「10ha」を加算した「999ha」を目標としたところでございます。

次に、（2）の「遊休農地の解消」について、ご説明申し上げます。

現状の遊休および課題の農地面積、目標の面積につきましては、調査要領上、令和3年度末の数値を記載するものであります。令和4年度末におきまして、緑区分が「13ha」、黄区分が「26ha」、遊休農地の解消を行っておりますので、令和5年度当初において、当農業委員会が把握している遊休農地は「20ha」となっているところでございます。

また、前年度、新たに発生した遊休農地は無いことから、新規発生遊休農地の解消は「0ha」としております。

今後におきましても、農業委員・推進委員による利用状況調査を実施しまして、遊休農地の把握、解消に取り組んで参りたいと考えているところであります。

31ページをお開き願います。

次に、（3）の「新規参入の促進」について、ご説明申し上げます。

現状および課題、目標の設定につきましては、調査要領上、別記様式5から同様の内容を記載しているものでございます。

目標につきましては、3カ年の権利移動面積の平均であります「8.5ha」の1割であります「8.5ha」としたところでございます。

2の「最適化活動の活動目標」の（1）「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」について、ご説明申し上げます。

国は、推進委員等が最適化活動を行う日数の目標として、最低6日から7日と示していることから、6日を目標に設定しております。

また、原則、全ての農業委員および推進委員の最適化活動を評価するとしているため、全ての委員を活動対象者として設定しております。

活動の強化月間につきましては、年に3カ月以上設けることとしているため、記載しております3回の取り組みを設定しております。

最後に、「新規参入相談会」への参加目標について、ご説明申し上げます。

本市において、現時点では実施していないことから、渡島総合振興局主催の「おしま農業のお仕事フェア」への参加を設定しております。

本フェアの開催につきましては、現在のところ開催は未定となっておりますが、参加目標として設定したところでございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま事務局から、説明がありました、この（案）について、各委員から何かご意見などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第6号「令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

なお、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況」および「令和5年度最適化活動の目標の設定等」につきましては、本日の決定をもって、農業委員会ホームページでの公表および北海道への報告を行いますので、ご承知おき願います。

次に、日程第8、報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の32ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が2件あったことから、函館市農業委員会規程第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

33ページをお開き願います。

このページの番号1から34ページの番号2まで、市街化区域2件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、それぞれ農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第9、報告第2号「会長の専決処分の報告について（事務局職員の任免について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

机上配布しました、追加報告の1ページをお開き願います。

報告第2号「会長の専決処分の報告について（事務局職員の任免について）」を、ご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。

5月23日現在における事務局体制についてでございますが、開会前に、新たに事務局職員となった私、吉田を紹介させていただきましたので、割愛させていただきます。

3ページをお開き願います。

次に、人事異動等職員について、ご報告いたします。

前任の事務局次長でありました榎本については、港湾空港部次長に異動しております。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

最後に、その他ですが、私の方から3点お話をございます。

まず、1点目ですが、「農地パトロール調査」についてでございます。

6月の農地パトロール調査は、6月1日木曜日、推進委員により実施する予定であります。

なお、調査委員には、金澤推進委員、松岡推進委員、佐々木推進委員、以上、3名を指名しております。

続いて、2点目ですが、次回の総会は、令和5年6月29日木曜日、午後2時から市役所8階第2会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、6月5日月曜日となっております。

続いて、3点目ですが、次回総会の現地調査日は、6月22日木曜日、午後1時からとなります。

それでは、6月の現地調査委員を指名いたします。

2番立藏委員、4番川村委員、8番山田委員、以上、3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上ですが、他に各委員から何かご発言はございませんか。

( 「なし」 の声あり )

議長（大槻会長）

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

15:00 閉会

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 大槻寅男

署名委員 西浦克彦

署名委員 立藏義春